

大阪府監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗

委員意見に対する措置

（金剛コロニーの運営委託料について）

監査対象機関名	大阪府福祉部障がい福祉室
監査実施年月日	委員 平成23年7月29日 事務局 平成23年6月13日から同年7月7日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営については、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託しているところであるが、その運営委託料の支出にあたっては、以下の点について見直しを図られたい。</p> <p>(1) 金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含まれている。 このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方法について見直されたい。</p> <p>(2) 事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託</p>	<p>(1) 本部職員人件費について 「平成25年10月7日措置報告済」</p> <p>(2) 発達障がい療育等支援事業及び地域移行支援センター事業について 「平成25年10月7日措置報告済」</p> <p>(3) 金剛コロニー運営委託料について 委員意見を踏まえ、平成23年度精算分以降は各事業又は各施設における収支状況は実態に即して表記することとし、各施設ごとの額を明らかにして精算を行う形に見直した。</p>

料及び補助金の上限額を超えた事業費（人件費）を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。

しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。

また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。

このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。

(3) 金剛コロニーの総事業費支出から支援費等の総収入を減じた額を運営委託料として支出し、精算報告においては費目ごとに精算されているものの、事業ごとの総額が明らかになっていない。また、各施設の経理区分の収支差額が0になるよう委託料が配分されているため、各施設における収支状況が明確になっていない。

金剛コロニー運営委託料の各事業又は各施設における収支状況を明らかにし、運営の効率化を図るためにも、算定方法及び精算方法を見直されたい。

また、事業団は平成29年度からの自立民営化を目指しており、各事業又は各施設のセグメントにおける収支状況を把握することは必須の前提であり、これらの収支が明確になるよう、事業団に対し会計処理の方法について指導されたい。

(4) 府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成15年度から金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせている。これまでの基金の積立累計額は約19億8千万円（うち府支出分約14億3千万円）、平成22年度末残高は約4億6千万円である。

(4) 施設整備基金の支出方法について

「平成24年8月8日措置報告済」

しかしながら、府と事業団との間で締結された金剛コロニー管理運営に係る協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、また、事業団において、当該基金は自己資金として認識している。このような状況の中で、当該基金を支出するのは適切ではなく、また、委託料という支出方法も適切ではないと考えられる。加えて、府費で積立てられた事業団の施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設の整備に充当されることについて、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はない。

これらのことから、施設整備基金への支出方法を見直すとともに、その使途に係る担保の方法について検討されたい。

委員意見に対する措置

(金剛コロニーの再編整備に係る施設運営等の将来的責任の担保について)

監査対象機関名	大阪府福祉部障がい福祉室	
監査実施年月日	委員 平成23年7月29日	事務局 平成23年6月13日から同年7月7日まで
監査の結果	措置の状況	
<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和44年に大阪府指定出資法人として設立され、大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営を公立民営の形態で担ってきたところであるが、大阪府財政再建プログラム（案）による事業団の自立化の方向性に基づき、平成22年度に当期末繰越活動収支差額を基本金に繰入れ、平成23年度から指定出資法人の指定が解除された。</p> <p>一方、金剛コロニーの再編整備にあたっては、府の資産や資金を全面的に投入しており、今後も、グループホーム、ケアホーム等の施設を府の費用負担において事業団立施設として整備していく予定としている。また、府は、事業団の施設整備基金へ、金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、約14億3千万円を積み立てさせている。</p> <p>これら事業団立施設への資金投入と事業団の指定出資法人の指定解除は、施策の方向性としては相反する面があると考えられる。また、指定解除のほか府派遣職員の引上げ等、事業団への府の関与が薄められているにもかかわらず、事業団に対して、この再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任については、明確に取り交わされた文書等はない。</p> <p>このため、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について事業団の責任が明確に担保されるよう、事業団と協定書を締結するなど、速やかに対処されたい。</p> <p>基本金については、事業団はこれまでの社会福祉法人会計基準第31条第1号に該当する1,600万円に加え、平成23年3月31日に同条第4号基本金として事業団の自己財源である当期末繰越活動収支差額から2,500万</p>	<p>(将来的責任の担保について)</p> <p>金剛コロニーの再編整備に当たっては、府の資産や資金を全面的に投入していることから、全ての施設整備が完了する平成31年度に、府費を投入して整備した施設を確定させた上で、運営に係る事業団の将来的責任を担保し、また今後の府と事業団の責任の所在を明確にする協定を事業団と締結する。（福祉部）</p> <p>(指定出資法人の解除について)</p> <p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団については、財政再建プログラム案の自立化の方向性に基づき、法人の中期計画において平成23年度からの自立化を明示し、給与制度の見直しや府の人的・財政的関与の見直しなどの取組を行ってきた。これらを踏まえ、外部の有識者の意見を聴取の上、自立化への体制（※）が実質的に整ったと判断し、基本金の積増しを行い資本面での府の関与を薄めた上で、平成23年4月1日に指定解除を行った。</p> <p>(※) 自立化の体制 (事業等の廃止、コロニー定員の縮小)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箕面通勤寮の管理運営 (H23年度まで) ・金剛コロニー定員 (現員) 720 (633) 人 (H19. 4) ⇒464 (422) 人 (H23. 4) <p>(財政的関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立経営が可能なよう人件費カットを段階的実施 	

円を繰入れたことで、府の出資比率が**62.5%**から**24.4%**に低下したと判断し、平成**23**年度から指定出資法人の指定が解除されている。しかしながら、出資比率を計算する場合は、一般的には自己財源を控除すべきであり、当期末繰越活動収支差額の繰入額を合わせて計算することについては、疑義がある。

また、この第4号基本金については、平成**24**年4月1日から廃止される（移行期間：平成**27**年3月**31**日まで）旨、厚生労働省より平成**23**年7月**27**日付けで通知されているところである。

この指定解除は、社会福祉法人の新会計基準の素案（平成**21**年度）及び同基準案（平成**22**年度）において4号基本金廃止の趣旨が示され、また、事業団に対して、再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任の担保が明確にされていない中で行われた。

さらに、出資比率について、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの（基本的な財産）」という考え方からは、金剛コロニーの民立民営化に向けて、これからも府からの資産及び資金が全面的に投入されることから、府からの基本的な財産は増加するとみることできる。このことから、府は、今後も事業団に対して、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について点検・検証を行っていく必要がある。

このような状況の中で、この指定出資法人の指定解除がされたことについては、関係部局とも協議して、是正する必要があるものと考えられる。

（なお、本件のうち、指定解除の件については、総務部に対する意見ともする。）

・運営補助金を廃止
（人的関与）

・派遣職員の引上げ（8名（**H20**年度）⇒3名（**H23**年度））

・**H23**年度末事務局長、看護部長引上げ⇒医師1名（**H24**～**28**年度）

・金剛コロニーの委託は**H28**年度末で終了（法人施設に切替）

具体的には、福祉部において、法人が新会計基準に基づき、4号基本金（**2,500**万円）を取り崩すとともに、過去に受けた施設整備に係る寄附金（1億円）を基本金に積み替えるよう指導し、法人においては、平成**26**年度当初の新会計基準への移行に併せて、理事会に諮り、寄附金（1億円）を1号基本金へ繰り入れ、その結果、府の出資比率は**8.5%**となったものである。（財務部、福祉部）